

2014年度に法律改正予定

チーム医療の推進

(職種別の業務拡大)

法律改正が予定されている
コメディカル

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

法律改正により業務拡大が予測される職種

- 薬剤師（在宅）
- 診療放射線技師
- 臨床検査技師
- 歯科衛生士
- 歯科技工士

薬剤師

患者（居宅）における薬剤師の調剤業務

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

患家（居宅）における薬剤師の調剤業務の課題

👉 現行の問題点

【患家（居宅）における調剤業務】

薬事法第22条

・ **薬剤師は**、医療を受ける者の **居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）** において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で **調剤してはならない**。
※この場合、患家にて薬剤師が **処方に対する疑義照会を医師・歯科医師に行うことはできるが調剤を行うことはできない**。

【患家（居宅）における服薬指導の一環としての薬剤の使用 방법에係る実技指導】

・ 服薬指導の一環として、**外用薬の使用法や点滴セットの交換方法** などについて、患者や家族などに対し、口頭による説明は行われているものの、**実技指導までは行われていない**。

高齢化の進展により、**在宅医療の大幅な充実が必要** となっているが、現行制度では、**薬剤師が在宅医療の現場において十分な役割を果たすことができていない**。

見直し内容は次のページ

患家（居宅）における薬剤師の調剤業務の見直し

👉見直し案

[患家（居宅）における調剤業務の見直し：業務の見直し]

① 診療の補助に該当しない行為（外用薬の貼付方法など）については、その範囲を明らかにした上で、薬剤師が服薬指導の一環として行うことができることを明確化する。

② 薬剤師が診療の補助に該当する実技指導を行うことができるようにするには、法律改正が必要となるため、次期薬剤師法改正に向けて、対応の是非も含めて検討する。その際、大学における教育の実施状況を踏まえ、**必要となる研修・教育の内容**についても併せて検討する。

業務の見直しは行いますが、

①薬剤師法改正

②改正後に研修・教育を受けた薬剤師から実施可能になる予定です。

患者（居宅）における薬剤師の調剤業務の見直し

👉見直し案

[薬剤の使用方法に係る**実技指導**：業務の見直し]

- ①患者（居宅）において実施可能な調剤業務として、調剤した薬剤の授与を行う際に残薬があることが確認された場合、薬剤師が処方した医師又は歯科医師への疑義照会を行った上で、調剤量の変更を行うことを追加する。
- ② 夜間などに患者の容態が悪化し、医師が訪問診療を行い、急ぎ薬剤が必要なため、処方せんを交付したものの、ファックス等がなく、事前に処方内容を提示できないといった場合など、緊急時において患者において調剤を行わざるをえない状況下において薬剤師が行う調剤については、薬剤師法上の取扱いとして許容される旨を明らかにする。

臨床検査技師

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

臨床検査技師の業務範囲の見直し

👉 現行の問題点

[現状として]

・臨床検査技師は、医師の具体的指示を受けて採血行為を行うことが認められている。
これは、血液を検体とする検査において特に高い精度と迅速な処理が要求されるため臨床検査技師が採血及び検査を一貫して行う必要がある場合に備えたものである。
なお、採血行為それ自体は臨床検査技師の本来業務ではない。

臨床検査技師が行う検査について、その精度を高くするとともに、迅速な処理を行う観点から、当該検査と一貫して行う必要がある場合が想定され、一定程度、ルーティン化する行為があるのではないかと。

👉 改善の内容

以下の行為については、それぞれ検査と一貫して行うことにより、高い精度と迅速な処理が期待されることから診療の補助として医師の具体的指示を受けて行うものとして、臨床検査技師の業務範囲に追加する。

- ①微生物学的検査等(インフルエンザ等)における検体採取
(鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等の採取)
- ②微生物学的検査等(細菌・真菌検査等)における検体採取
(表在組織から膿、表皮・粘膜表面などの直接採取
(手足指から表皮の直接採取、頭部ブラシ法(白癬菌等の検出))
- ③微生物学的検査等(糞便検査)における検体採取
(スワブを用い肛門部から便の直接採取)

既に臨床検査技師の資格を取得している者について、医療現場において追加された行為を実施する際には、追加研修を受講することを義務化。

診療放射線技師

チーム医療を推進するための業務範囲の拡大

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

診療放射線技師の業務範囲の見直し

👉 現行の問題点

[現状として]

- ・医療現場において抜針等の現行の診療放射線技師の業務範囲には含まれていない行為が、安全性を保った上で、相当程度実施されている。
- ・医療の高度化・複雑化に対応し、多様な医療スタッフが互いに連携・補完し合い、それぞれの専門性を最大限に発揮する「チーム医療」を推進するために、診療放射線技師の業務範囲を拡大する必要がある。

👉 改善の内容

[診療補助として以下の行為を業務範囲に追加]

① 造影剤の血管内投与に関する業務

- (i) CT検査、MRI検査等において医師又は看護師により確保された静脈路に造影剤を接続すること及び造影剤自動注入器を用いた造影剤投与を行うこと。
- (ii) 造影剤投与終了後の静脈路の抜針及び止血を行うこと。

② 下部消化管検査に関する業務

- (i) 下部消化管検査に際して、カテーテル挿入部(肛門)を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。
- (ii) 肛門より挿入したカテーテルより、造影剤及び空気の注入を行うこと。

③ 画像誘導放射線治療(image-guided radiotherapy : IGRT)に関する業務(追加)

- (i) 画像誘導放射線治療に際して、カテーテル挿入部(肛門)を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。
- (ii) 肛門より挿入したカテーテルより、空気の吸引を行うこと。

法改正を行った後、医療機関や職能団体が実施する教育・研修を受けるよう促すことで教育内容を担保とあるため、「2014年度の法改正」⇒「教育研修」を受けた技師に対して適用となる見込み。

歯科衛生士

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

歯科衛生士が予防処置を実施する場合の 歯科医師の関与の程度の見直し

👉 現行の問題点

[歯科衛生士の現状]

・ 歯科衛生士の就業年限は、法制定当時は1年であったが、昭和58年に2年、平成16年には3年に延長されており、平成24年度からは、全ての卒業生が3年生課程の履修となり、歯科衛生士の資質向上が図られていると言える。

[歯科技工技術の高度化]

・ 保健所や市町村保健センター等が、難病患者・障害者を対象とした歯科に関する事業や乳幼児健診等において予防処置としてフッ化物塗布や歯石除去を行う場合に、歯科医師の立会が必要となるが、地域によっては歯科医師の確保が困難で、直接の指導ができないため事業の実施に支障が生じている例もある。

👉 改善の内容

歯科衛生士が歯科医師の「直接の」指導の下に実施しているフッ化物塗布や歯石除去等の予防処置について、歯科医師の指導の下、緊密な連携を図った上で実施することを認める。

歯科衛生士法の条文中の「女子」の文言の改正

現行の問題点

[歯科衛生士の性別の現状]

- ・ 現在は、女子が大半を占めるが、近年男子の歯科衛生士が増加しており、現場において男子の歯科衛生士を希望するケースも一定程度あると考えられる。
- ・ 女子に限定しないことを明確に示すことは、男女共同参画の観点からも望ましい。

改善の内容

[見直しの方向性]

- ・ 歯科衛生士法第2条第1項の規定中の「女子」を「者」に改め、男子については、附則により同法の規定が準用されている現状を改める。

歯科技工士

歯科技工士試験の全国統一化

社会保障審議会医療部会資料より編集



日本ヘルスケアプランニング株式会社

歯科技工士国家試験の全国統一化

👉 現行の問題点

【歯科技工士法】

・昭和57年の歯科技工士法の一部改定で、歯科技工士免許が都道府県知事免許から、現行の「厚生労働大臣免許」になったが、実技試験の実施の関係で、試験は歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県が行うこととされた。

(現在は試験の実施要綱は厚生労働省、試験問題は各都道府県が試験委員会を開催し作成)

【歯科技工技術の高度化】

・近年、インプラントやCAD/CAM等の精緻な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているが、地域によって、このような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難になっている。

👉 改善の内容

歯科技工士国家試験を現在の歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が各々行うのではなく、国が実施するよう改める。

歯科技工士国家試験の実施体制

👉 新たな問題点

[歯科技工士の試験実施体制]

・歯科技工士国家試験の全国統一化に際しては、現行は各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、今般の行政改革の観点からは適当ではないと考えられる。

[試験実施の事務等]

・歯科衛生士等については、試験実施に関する事務、登録に関する事務等について、指定試験機関、指定登録機関において実施されている。

👉 改善の内容

厚生労働省が実施することとされている歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるようにする。歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるようにする。